別紙２

東北地方公共工事適正化推進協議会設置要領

（名称）
第１条　本会は、東北地方公共工事適正化推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）
第２条　本会は、著しい低価格による受注（いわゆるダンピング受注）に関して講ずべき　　対策並びに公共工事の透明性の確保、不正行為の排除等の観点から、発注機関及び　　建設業担当部局としての具体的な取り組みについて意見交換を行い、もって公共工　　事の適正な執行に寄与することを目的とする。

（業務）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

（１）著しい低価格による受注（いわゆるダンピング受注）に関する対応について
（２）公共工事の適正化について
（３）品質の確保向上について
（４）その他本会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）
第４条　この協議会の下部組織として幹事会を置く。

（協議会）
第５条　本協議会は、別紙の各号に掲げる者で構成する。

（幹事会）
第６条　幹事会は、別紙の各号に掲げる者で構成する。

（会議）
第７条　協議会は、必要に応じて会長が招集する。
幹事会は、毎年度１回開催する他、必要に応じて幹事長が招集する。
会員は、都合により代理出席させることができる。

（事務局）
第８条　協議会及び幹事会の事務局は、東北地方整備局企画部技術管理課及び総務部契約　　課、経理調達課並びに建政部計画・建設産業課とする。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則　この要領は、平成１５年３月２６日から施行する。

別　紙

東北地方公共工事適正化推進協議会の構成メンバー

○設置要領第５条関係（協議会）

（１）会　長：東北地方整備局長

（２）構成員：東北地方整備局　総務部長
企画部長
建政部長
港湾空港部長
営繕部長

青　森　県	県土整備部長
岩　手　県	県土整備部長
宮　城　県	土木部長
秋　田　県	建設交通部長
山　形　県	土木部長
福　島　県	土木部長
仙　台　市	都市整備局長

○設置要領第６条関係（幹事会）

（１）幹事長　：企画部　技術調整管理官

（２）副幹事長：総務部　契約管理官
建政部　建設産業調整官

（３）構成員　：東北地方整備局　企　画　部　技術開発調整官
港湾空港部　事業計画官
営　繕　部　営繕積算調査官

青　森　県　　県土整備部　監理課長

	同	整備企画課長
岩　手　県	県土整備部	建設技術振興課総括課長
	総　務　部	総務室入札担当課長
宮　城　県	土　木　部	事業管理課長
	出　納　局	契約課長
秋　田　県	建設交通部	建設管理課長
山　形　県	土　木　部	建設企画課長
福　島　県	土　木　部	土木総務領域 建設行政グループ参事
		企画技術領域 技術管理グループ参事
仙　台　市	財　政　局	契約課長
	都市整備局	技術管理室長